## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学芸文学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1964
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.18, (1964. 9)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00180001-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 慶応義塾大学芸文学会規約

総 则

第 一条 本学会は「慶応義塾大学芸文学会」と称する。

第三条 第二条 本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。 本学会の事務所は東京都港区芝三田二ノ二慶応義塾大学文

第 四 条 本学会は第二条に定められた目的を達成するために左の事 業を行う。

学部文学科研究室に置く。

二、会員の学術研究を発表する事業。 一、会員の学術研究を助成する事業

A、機関誌「芸文研究」の発行。

B、学術研究発表会の開催。

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。

第二章 会

旦

Ŧ. 条 手、副手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上 本学会は慶応義塾大学芸文関係の教授、助教授、講師、助 の推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

第

第 第 七 六 条 条 会費は別に定めるところに従う。 会員はその研究を機関誌「芸文研究」及び本会学術発表会 で発表することが出来る。

三章 役 員

郛

八条

本学会に左の役員を置く。

二、委員 若干名。 一、委員長 一名。

第

九 条

委員は会員の選挙によって慶応義塾大学芸文関係の在職者

中から選ばれる。

第十条 第十一条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名す 委員長は委員の互選によって選ばれる。 ることがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

第十二条 各役員の任期は二カ年とする。但し重任を妨げない。 第四章 議

第十四条 第十三条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によって 本学会は総会と委員会とを開く。 成立する。議事の決定は多数決による。

第十六条 第十五条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行う。

委員会は随時これを開く。

第五章

経

理

第十七条 本学会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に

本学会の経常費は財団法人慶応義塾その他よりの補助金並 びに会費寄附金及びその他の収入を以てこれに当てる。